

中国から一時帰国中又は一時帰国を予定しているお子様の保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、文部科学省は、都道府県教育委員会等宛に、留意点等について通知を行っています。通知のポイントは以下の通りですので、中国から一時帰国中又は一時帰国を予定しているお子様の保護者の皆様におかれましては、お子様の健康管理や日本国内の学校への転入学等の検討を行う際の参考にしてください。

## 1. 健康面について

湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があったお子様で帰国後2週間の間に発熱や呼吸器症状が出た場合には、速やかに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。また、現に症状がない場合でも、特に帰国後2週間は、外出を控え、自宅に滞在していただくなど嚴重な健康観察を行ってください。

湖北省及び浙江省を除く中国から帰国し、湖北省及び浙江省在住の方と接触がないお子様で帰国後2週間の間に発熱や呼吸器症状が出た場合には、速やかに近くの医療機関を受診してください。また、現に症状がない場合でも、特に帰国後2週間は嚴重な健康観察を行ってください。

## 2. 一時帰国中の就学について

中国において現に通学している学校の休校期間が長引くなどにより、日本の公立学校に転入学を希望される場合もあるかと思えます。その場合は、日本でのご住所の地域を担当する市区町村教育委員会にご相談いただくことになります。

文部科学省から、教育委員会に対しては、中国からの一時帰国中のお子様であっても、就学の機会が確保されるよう、以下の通り通知し、柔軟な対応をお願いしています。

なお、市区町村教育委員会から、個別の状況を総合的に判断の上、帰国後二週間程度の期間は自宅に滞在していただくようお願いする場合もありうることで、ご理解ください。

※国立・私立学校に転入等をご希望される場合は、保護者の方から学校に直接ご連絡・ご相談していただく必要があります。

### 《文部科学省から教育委員会への通知内容抜粋》

(5) 一時的な帰国であっても就学の機会が適切に確保されることが重要である

ことから、以下のとおり、主として義務教育段階の児童生徒への対応の留意点を示すが、その他の生徒等への対応の際にも、これに準じて十分留意されたいこと。

(ア)学齢簿の編製等

一時帰国した児童生徒等からの転入学の希望を受けた場合には、上記(1)に留意の上、居住実態に基づき学齢簿を編製するなど、可能な限り弾力的に取扱うこと。

(イ)教科書の取扱いについて

一時帰国した児童生徒等が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和元年度使用教科書の無償給与を行うこと。

(ウ)就学援助等について

一時帰国により転入学した児童生徒等に対しては、就学援助制度等の周知を適時に行い、援助の実施漏れがないようにするとともに、当該児童生徒等が年度の中途において就学援助等を必要とする場合は、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。

(エ)学習指導等における配慮について

学習指導や当該児童生徒等の学年の課程の修了の認定等に当たっては、一時帰国した児童生徒等が在籍する学校においては、当該児童生徒等の中国における学習状況を踏まえ、適切に対処すること。

(オ)心のケアを含む健康相談等の充実について

一時帰国した児童生徒等を受け入れた学校においては、児童生徒等の状態に鑑み、必要があれば臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーによる援助を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

(カ)災害共済給付制度

一時帰国した児童生徒等が国内の学校における教育活動を安心して受けられるよう、速やかに災害共済給付制度に加入できるようにすること。

### 3. お問い合わせ窓口について

中国からの帰国に伴う国内での就学等に関するお問い合わせ窓口を、公益財団法人海外子女教育振興財団に設置しておりますので、下記連絡先までお問い合わせください。

公益財団法人 海外子女教育振興財団 お問い合わせ窓口

受付時間: 月～金(土日祝を除く)10:00～17:00

専用ダイヤル 電話番号(海外から) +81-3-4330-1351  
(日本国内から) 03-4330-1351

(参考)

1. 文部科学省から都道府県教育委員会等宛の通知

中国から帰国した児童生徒等への対応について(2/10 現在)(通知)(令和 2 年 2 月 10 日)

(リンク)[https://www.mext.go.jp/content/20200212-mxt\\_kenshoku-000004520\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200212-mxt_kenshoku-000004520_6.pdf)

中国から帰国した児童生徒等への対応について[追加 1 報(浙江省の追加)](令和 2 年 2 月 13 日現在)

(リンク)[https://www.mext.go.jp/content/20200214-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200214-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

2. 新型コロナウイルス感染症については以下のページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症について」(厚生労働省HP)

(リンク)[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(本件担当)

文部科学省 総合教育政策局 教育改革・国際課